

◆◇
令和5年9月20日発行

なごや消費生活注意喚起情報【第13号】SNSをきっかけにした「稼げる話」のトラブルに注意しましょう！
[発行：名古屋市消費生活センター]

◆◇
■SNSの知り合いから紹介され、コンテンツビジネスの情報商材*1を契約した。やってみたが「もうけ」は出ない!

(*1 情報商材…インターネットで、高額収入を得るためのノウハウ等と称して販売されている情報)
SNSをフォローされたので、その人のアカウントを見ると同じ大学に通っている人だった。すぐに私もフォローしたらDMが届き、やり取りするようになった。「いいバイトがある」と言うので、説明するという人を紹介してもらい、具体的な話を聞きに行くことにした。約束した市内のカフェで説明を聞くと、在宅でできる簡単なビジネスだと言う。「始めて1ヶ月で1万円、2か月で3万円、半年くらいたてばひと月40~50万円くらいかせげる。」「自分もあなたと同じ年で始めたが、今ではこのビジネスだけで生活できるくらいの利益が出ている。」などの説明を受けた。ノウハウを教えてもらいサポートを受けるコンサルティング契約が50万円だとのことだった。「お金がない」と言うと、「消費者金融で借りればいい」と言うので、その場で教えてもらいながらスマホで申し込みをした。借りた50万円はすぐに指定された銀行口座に振り込んで、契約の手続きを完了した。親に心配させてはいけないと言われ、契約書は預かってもらった。

無料通話アプリのメッセージにURLが届き、案内されたウェブサイトにログインして提供されている動画を見た。仕事の仕方が説明されていたが、よくわからなかった。サポートも受けてみたがなかなか「もうけ」が出ず、消費者金融の返済も滞っている。

■簡単に「もうかる」話はありません!

転売ビジネスやアフィリエイトなどのビジネスノウハウ、FX・バイナリーオプションや仮想通貨などの投資ノウハウや自動売買システム、オンラインカジノやバカラ賭博などのギャンブル必勝システムなど、情報商材に関する相談が後を絶ちません。広告や勧誘の言葉は「もうけ」が出ることばかりを強調し、具体的なやり方を示すものではありません。事前に内容を確認できないので、広告や勧誘の言葉を信じて借金をしてまで始めたものの全く収益が上げられず、返済困難になるケースがほとんどです。

■SNSの「知り合い」の話をうのみにしないで!

残念ながら、SNSで知り合う人の中には初めから悪意を持って近づいてくる人もいます。どんなに信用できると思っても、お金の話、特に借金の話には要注意! きっぱり断りましょう。

■SNSの「知り合い」がきっかけで靈感商法に誘われることも!

「近づいてくる人が宗教の勧誘のためだった」というケースもあります。不審に感じたら、早めに相談しましょう。

※灵感商法など悪質商法110番(適格消費者団体消費者被害防止ネットワーク東海)

9月26日、10月31日、11月28日、12月19日の10~14時 Tel. 052-734-8107

<https://cnt.or.jp/topics/post-6906.html>

◆◇
■「困った」「おかしいかな?」と思ったときは

名古屋市消費生活センター Tel:052-222-9671 (くろーない)

月~土曜日(祝休日、年末年始を除く)9時から16時15分まで

〒460-0008 名古屋市中区栄一丁目23番13号 伏見ライフプラザ11階

名古屋市消費生活センターウェブサイト「情報ナビ」 <https://www.seikatsu.city.nagoya.jp/>